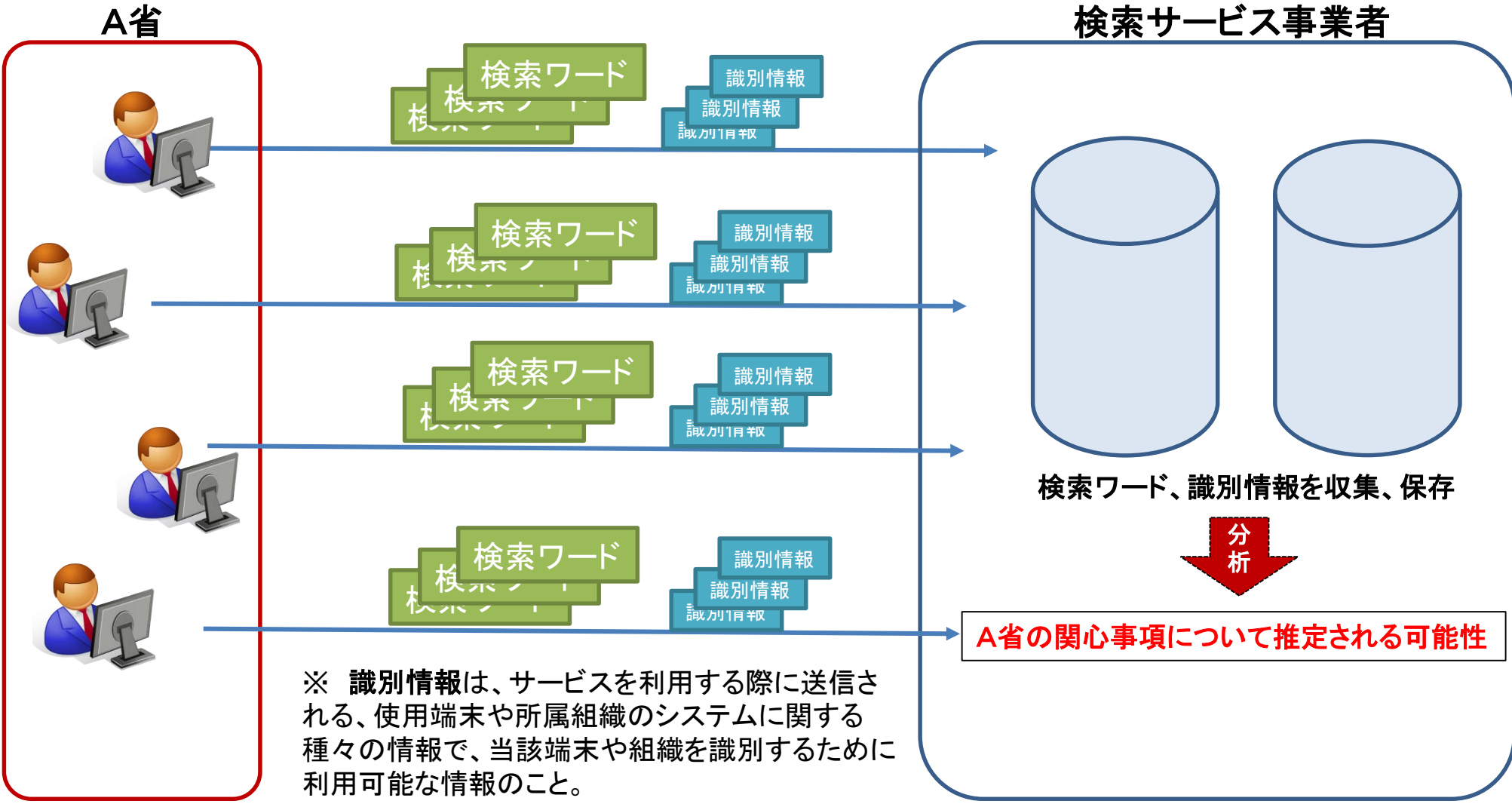


インターネット検索サービス等の 利用に当たっての留意事項等について

検索サービスの利用を通じて組織の関心事項が推定される仕組み



インターネット上のサービスを利用する際には、種々の情報を政府機関からサービス提供事業者等に送信していることを十分認識して、そのことを前提に利用する必要がある

- 職員に対して、インターネットで一般消費者向けサービスを利用する行為は、政府職員の身分を明らかにして検索ワード等の情報を提供する行為であるとの注意を徹底すること
- もとよりインターネット上の一般消費者向けサービスにおいて要機密情報を取り扱うことは禁止であることを再確認すること
- 特に必要のある部署に関しては、インターネット上で利用端末を匿名化する対策を導入し、システム部門による適切な管理の下で利用すること
- 今後とも、情報技術の進展やサービスの動向等を踏まえ、対策についての検討を継続することが必要